

石巻市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年4月28日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象団体 フクシ・ビルワーク共同事業体
代表団体 株式会社フクシ・エンタープライズ
- 2 監査対象施設 石巻健康センター（所管課：石巻市保健福祉部健康推進課）
- 3 監査期間 令和4年2月21日から同年4月28日まで
- 4 監査対象範囲 令和2年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 5 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監査結果 令和2年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、勧告及び指摘すべき事項は認められませんでした。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。